

3. その他の論点

介護保険制度の対象となる高齢者関係の居宅介護サービスと障害者関係の居宅介護サービスのどちらも提供する事業所の取扱いについて

- 障害者に対する支援費の対象となる事業所として指定されているもののうち、介護保険の指定を併せて受けている事業所は、居宅介護において約8割弱(平成15年4月)を占めており、これらの事業所における公費助成の取扱いについて整理する必要がある。
- 今回の見直しで、介護保険制度の対象となる高齢者関係の施設・事業(社会福祉事業)についての公費助成を廃止することとしても、主として障害者関係の事業を行うものについては公費助成を継続して行うこととしてはどうか。
- このため、両方のサービスを提供する事業所については、
 - ・ 二つの事業について、組織的に切り分けられる場合には、各事業毎に適用関係(任意包括加入とするか)、公費助成を行うこととしてはどうか。
 - ・ 二つの事業について組織的にも一つの業務単位で行っている場合には、両方の業務量によって、適用関係や公費助成の有無を判断することとしてはどうか。また、業務量の変動により掛金の負担額が一挙に変動しないことが望ましいため、業務量の比率に応じた職員数の分について公費助成を行うこととしてはどうか。

二つの事業について、組織的に一つの業務単位で行っている事業所、職員の取扱い(案)

障害者関係の業務の比率	施設類型の分類	適用関係	公費助成
2/3以上	社会福祉施設等	任意包括加入	有(2/3)
2/3~1/3	介護事業等	任意の申出により加入、 脱退	業務量の比率に応じた職員数の分について公費助成を行う。
1/3未満			なし

注)業務量については、原則として、前年度実績を用いる。

施設・事業所単位の脱退(部分的脱退)について

- 現行制度では、共済に加入する場合は、申出施設等を除き包括的に適用されるとともに、脱退については、申出施設等を含め包括的な脱退のみが可能(脱退の際は被共済職員全員の同意が必要)であるが、介護保険の対象となる高齢者関係の施設・事業等について公費助成を見直す場合、このような包括加入や脱退の仕組みを維持するかどうか整理が必要。
- 介護施設等については公費助成を廃止し、経営者が新規加入者については3/3の掛金を負担することとなることから、施設・事業所ごとの任意加入を可能とするとともに、当該施設・事業所ごとの部分的脱退についても可能とすることが適当ではないか。
- あわせて、同様に、公費助成のない申出施設等についても、部分的に当該施設・事業所単位での脱退を可能とすることとしてはどうか。
- いずれの場合にも、脱退については、現行と同様、脱退の対象となる当該施設・事業所の職員全員の同意を必要とすることが必要。

加入及び脱退の取扱(現行と見直し案の比較)

	加入		脱退	
	現行	見直し案	現行	見直し案
社会福祉施設等	共済に加入する場合には、包括加入が必要		1/3	共済から脱退する場合は、包括脱退のみ可能。(被共済職員全員の同意を必要とする。)
介護施設等	同上	施設・事業所ごとに任意加入 ※申出施設等と異なり、社会福祉施設等がなくとも共済加入は可能。 ※経過措置として、既加入職員のみ継続加入も可能	3/3(既加入職員については、経過措置として1/3)	同上 ○施設・事業所単位での部分的脱退を可能とする。 ○経過措置として、制度改正後の新規加入者単位での部分的脱退を可能とする。 (※脱退対象となる職員全員の同意を必要とする。)
申出施設等	施設・事業所ごとに任意加入 ※社会福祉施設等又は介護施設等がなければ、申出施設等だけで共済に加入することはできない。		3/3	同上 ○施設・事業所単位での部分的脱退を可能とする。 (※脱退対象となる職員全員の同意を必要とする。)

勤続3年未満の支給の廃止

- 民間の退職金の実態を見ると、退職一時金の受給に必要な最低勤続年数を3年とするところが多いことから、これとの均衡を図り、加入期間が3年未満の者について給付を行わないこととすることについてどう考えるか。
- 一方で、上記のような見直しを行うとすれば、以下のような論点があるがどう考えるか。
 - ・ 現在の受給者のうち約40%の人について給付を行わないこととなることをどう考えるのか。
 - ・ 3年未満を支給しないこととしても、全体の給付額の抑制にはつながらず、財政的な効果は小さいが、これをどう考えるのか
 - ・ 給付の財源である掛金は、加入期間の長短にかかわらず職員全体の人数に応じて広く負担していることとの関係はどのように考えるのか。
 - ・ 中小企業を対象とした退職金に係る公的制度のひとつである中小企業退職金共済制度においても、加入年数1年以上の場合に退職金の支給を行うこととしていることとの均衡をどのように考えるか。

3年未満を支給しないこととした場合の財政効果

受給者の被共済職員期間数

(平成15年度)

被共済職員期間	職員数(人)	構成比(%)	累積構成比(%)
1年	13,872	23.10	23.10
2年	10,577	17.61	40.71
3年	7,454	12.41	53.12
4年	4,857	8.09	61.21
5年	4,184	6.97	68.18

H37(2025)年における給付総額と掛金の抑制効果(給付維持ケース)

○介護新規加入率100%の場合

給付総額 1,906億円 → 1,862億円
 単位掛金額 58,900円 → 57,500円

○介護新規加入率50%の場合

給付総額 1,672億円 → 1641億円
 単位掛金額 69,300円 → 68,100円

○介護新規加入率0の場合

給付総額 1,438億円 → 1,421億円
 単位掛金額 90,700円 → 89,700円